

提言推進状況管理表内の用語解説

あ行

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童。

出典：医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月）

インクルーシブ（育ちあう）保育

障がい児一人ひとりの障がいや発達上の課題を踏まえつつ、できるだけ保育所・園において集団保育により受入れ実践を深めていく保育。

出典：八尾市における「就学前における障がい児教育・保育の基本的な考え方～インクルーシブ（育ちあう）保育の創造～」に関する提言（平成30年 八尾市障害児保育審議会）

か行

キンダーカウンセラー

臨床心理士もしくは臨床心理士と同等の知識・技術を有する者で、心理に関する専門家として、幼稚園で園児の保護者のカウンセリングや教職員への助言等を行う人材。

出典：大阪府 HP

コーディネーター

特別支援教育コーディネーターのこと。学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、内委員会の運営や推進役といった役割を担う。

出典：文部科学省 HP

個別の教育・保育支援計画

障がいのある園児一人ひとりのニーズを把握し、長期的な視点で支援していくという考えのもと、教育機関が中心となって関係機関と連携し、的確な教育を行うための計画。

出典：八尾市版「個別の教育・保育支援計画」「個別の年間指導計画」
「個別の指導計画（学期ごと）」作成のための手引き
（令和3年4月 八尾市こども施設運営課）

個別の指導計画

「個別の教育・保育支援計画」にもとづき、一人ひとりの園児の実態に応じて、支援目標・支援内容を具体的に示し、きめ細やかに指導するために作成するもの。

出典：八尾市版「個別の教育・保育支援計画」「個別の年間指導計画」
「個別の指導計画（学期ごと）」作成のための手引き
（令和3年4月 八尾市こども施設運営課）

さ行

支援児担当者会議

障がいのある園児に対して、集団生活において他の児童とともに成長できるように、個別の支援等を

行う担当保育教諭による会議。必要に応じて適宜開催し、支援計画・指導計画の報告や支援方法等について話し合う。

巡回指導

専門家がこども園等に訪問し、行動観察、支援の内容・方法に関して指導助言を行うもの。

出典：八尾市 HP

た行

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」

「特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について」「特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時間について」「特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時間について」「通級による指導の更なる活用について」、明確化し、周知したもの。

文部科学省通知（令和 4 年 4 月）

特別支援教育・保育ゼミ

公立こども園の特別支援教育コーディネーターを中心に、公立園への巡回指導の場や八尾市立医療型児童発達支援センター等と連携しながら、特別支援教育・保育の質の向上をめざした取り組みを実施する。

出典：令和 5 年度八尾市教育センター〈幼児教育〉事業概要

は行

保育所等訪問支援事業

保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行うもの。

出典：保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書
（平成 29 年 3 月 一般社団法人 全国児童発達支援協議会）